

## 建築基準法第7条の3第1項による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程の指定について

(平成11年9月30日 京都市告示第245号)  
改正(平成14年3月28日 京都市告示第444号)  
最終改正(平成17年12月28日 京都市告示第457号)

建築基準法第7条の3第1項による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を指定しますので、建築基準法施行規則第4条の11の規定により、次のとおり告示します。

### 1 中間検査を行う区域

本市の区域内

### 2 中間検査を行う期間

施行期日から5年間

### 3 中間検査を行う建築物の構造及び規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は兼用住宅(延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ)で、地階を除く階数が2以上のもの(以下「2階建て住宅等」という。)
- (2) 建築基準法(以下「法」という。)別表第1(イ)欄(1)から(4)までに掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの(以下「特殊建築物」という。)
- (3) 住宅又は兼用住宅で、法第68条の11第1項の規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者による当該認証に係る建築物(以下「認証建築物」という。)

### 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

別表のとおりとする。

### 5 適用除外

法第18条又は第85条の適用を受ける建築物については、この告示は適用しない。

#### 附 則

この告示は、平成14年7月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物については、なお従前の例による。

#### 附 則

この告示は、平成18年2月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示に

による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた計画に係る建築物については、なお従前の例による。

### 別 表

建 築 物	特 定 工 程	特定工程後の工程
2階建て住宅等	土台、柱、はり及び筋かい(以下この表において「木造の軸組」という。)を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、木材で組まれた枠組を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
地上階数が3以上の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程
	地上3階の床配筋工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床板の取り付け工事の工程	地上3階の床のコンクリートを打設する工事の工程。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、地上3階の床板の取り付け部分を覆う工事の工程
地上階数が1又は2の特殊建築物並びに認証建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程

備考1 この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

2 建築物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合にあつては、最初に当該工事の工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

◎京都市の中間検査告示が改正されました。

(赤色部が変更箇所)

(株)大龍堂書店 出版部